

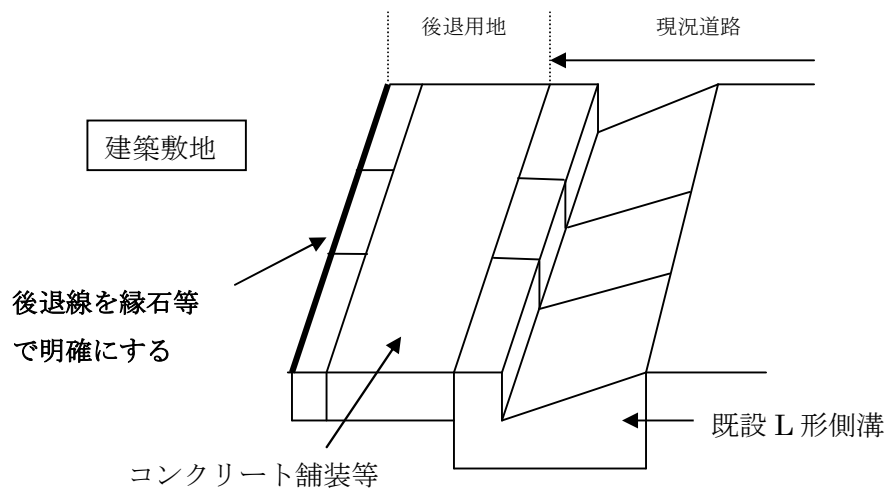
図1 (第13条関係) 拡幅整備工事・維持管理

後退用地の整備方法

縁石及び舗装を標準とする。ただし後退寸法が少ないとき等の場合は、目地材によることができる。

仕様

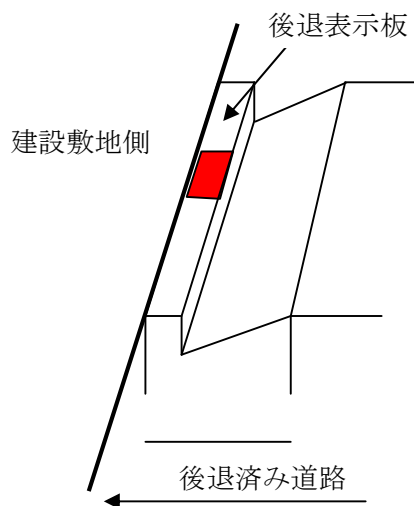
**【施工例】**



※後退用地内にインターロッキングブロックや植栽等を行わないこと。  
また、室外機、フラワーポット等を置かないこと。

図2 (第13条関係) 後退表示

後退表示板の施行例



後退表示板



図3 (第23条関係) 開発道路における転回広場の形状

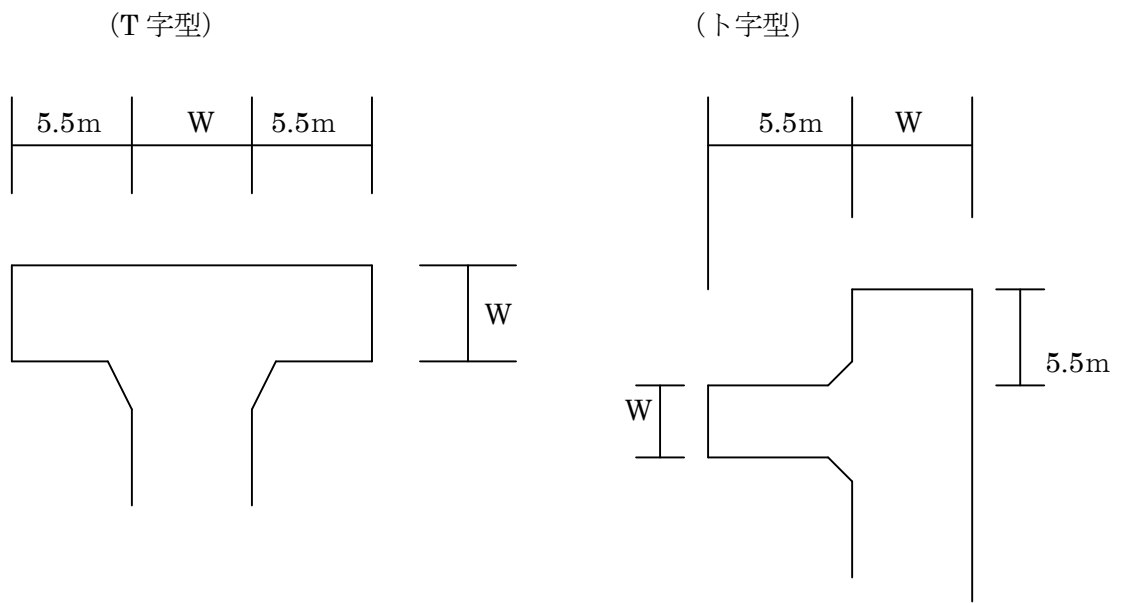
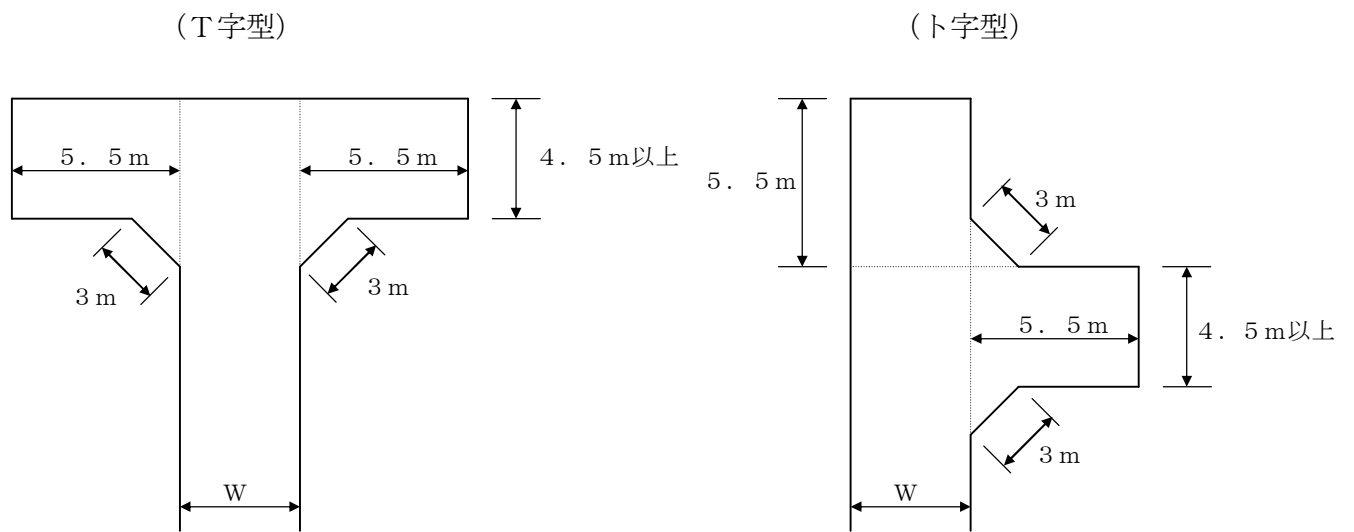


図4 (第27条関係) 位置指定道路における転回広場の形状



W = 道路幅員

別表第1（第5条関係） 道路敷地の寄附受入の要件

道路種別 \ 路延長	35m以下のもの	35mを超え 60m以下のもの	60mを超え 120m以下のもの	120mを超えるもの
開発行為以外で寄附する道路	4.2m以上		5m以上	6m以上
	この基準により難しい特別の事情があると市長が認める場合は、 4m以上とすることができる			
開発行為に伴い寄附する道路	別表第3による			
市長が特に必要と認める 緊急避難用通路	1.5m以上			

別表第2（第8条関係） 指定した道路

	場 所
1	市道第11号線(本町通り)の一部(商業地域)
2	市道第11、12、13号線(旭町仲通り)
3	市道第483号線

別表第3（第19条関係） 開発道路の幅員

	計画建築物の用途	計画建築物の敷地規模	道路幅員
一般の区域内道路	住宅		6m以上
	住宅以外	1,000 m <sup>2</sup> 未満	
		1,000 m <sup>2</sup> 以上	9m以上
人・車の交通量が特に大きな場合			12m以上

別表第4（第19条関係） 開発道路の幅員(緩和措置)

道路種別 \ 道路延長	35m以下のもの	35mを超え 60m以下のもの	60mを超え 120m以下のもの	120mを超えるもの
通り抜け可能型	4.5m以上	4.5m以上	5m以上	6m以上
行き止まり型	4.5m以上	5m以上	6m以上※	6m以上

※ 転回広場を2箇所以上設ける場合には、5m以上とすることができる。

別表第5（第23条関係） 開発行為における隅切りの長さ

道路幅員	交差角	40m以下	30m以下	15m以下	12m以下	10m以下	4m以下
40m以下	90度前後	12	10	8	6	5	3
	60度以下	15	12	10	8	6	4
	120度以上	8	8	6	5	4	2
30m以下	90度前後	10	10	8	6	5	3
	60度以下	12	12	10	8	6	4
	120度以上	8	8	6	5	4	2
15m以下	90度前後	8	8	8	6	5	3
	60度以下	10	10	10	8	6	4
	120度以上	6	6	6	5	4	2
12m以下	90度前後	6	6	6	6	5	3
	60度以下	8	8	8	8	6	4
	120度以上	5	5	5	5	4	2
10m以下	90度前後	5	5	5	5	5	3
	60度以下	6	6	6	6	6	4
	120度以上	4	4	4	4	4	2
4m	90度前後	3	3	3	3	3	3
	60度以下	4	4	4	4	4	4
	120度以上	2	2	2	2	2	2

別表第6（第23条関係） 開発行為における転回広場の箇所数

道路幅員	6m未満	6m以上
転回広場の設置が必要な道路延長	35mを超える場合	120mを超える場合
転回広場の設置箇所数	60m区間ごとに1箇所	120mを超えた 120m区間ごとに1箇所

※ 転回広場を設置するのに必要な道路延長に満たない場合も、終端部に転回広場を設けることが望ましい。

表第7 (第33条関係) 車道整備標準

	舗装構造	縦断こう配	横断こう配	排水工	雨水ます
車道幅員 6m以下	RM-40 20cm アスファルト 5cm	0.3% ~3%	2%	25L形側溝	設置間隔 20cm 300用 深さ 80cm
車道幅員 6mを超える	RC-40 15cm RM-40 10cm アスファルト 10cm	0.3% ~3%	2%※1	25L形側溝 又は1035型 街きよ※2	設置間隔L形 20m 街きよ 25m 300用 深さ 80cm 又は 1035 型街きよます※2

※1 2車線以上は1.5%

※2 歩道が設置される場合は1035型街きよ型とする。

別表第8 (第33条関係) 歩道整備標準

歩道幅員	構造	止石	横断こう配	縦断こう配
道路幅員から車道幅員(最小4.5m)を減ずる	透水性インターロッキングブロック舗装(18cm) 透水性インターロッキングブロック 6cm 砂層(砂目地含む) 2cm 透水シート RC-40 10cm ※1	セミフラット形式 (歩車道段差5cm) 又はマウントアップ形式(街きよ1035型) ※2	1%	一般部縦断 0.3~3% 車乗入れ部及び巻込み部は5%

※1 必要により、横断抑止のためのガードパイプ柵や、歩道を乗り上げての駐車禁止のためのボラード等を設置する。

※2 車乗入れ部の延長は5.45m以下とし、1035型街きよの場合は、改良江戸川形ブロックを使用する。セミフラット形式は、車乗入れ用ブロック(SF型)を使用する。

別表第9 (第33条関係) 道路の整備工事及び構造等

占用物件	占用位置	埋設の深さ	
下水道管	道路中心に設置	1.0m以上	
上水道管	南、東側道路境界より 1.2m に設置	0.6m以上	
ガス管	南、東側道路境界より 0.8m に設置	0.6m以上	
電柱	東京電力柱	北、西側道路境界(宅地内)に設置	-
	NTT柱	北、西側道路境界(宅地内)に設置	-
街路灯	蛍光灯 32W相当のLED灯を設置	-	